

昭和五十年六月招集

第一回館山市議定会定例会會議録第一号

館山市議 会



目次

日	時	.....	一
場	所	.....	一
出席議員	.....	一	一
欠席議員	.....	一	一
出席説明員	.....	一	一
出席事務局職員	.....	一	一
議事日程	.....	一	二
開會	.....	一	二
議長の報告	.....	一	二
議案の配付	.....	一	三
会議録署名議員の指名	.....	一	三
会期の決定	.....	一	三
提案理由の説明	.....	一	三
議案第四十六号	.....	一	五
報告第一号、報告第三号、議案第四十七号、議案第五十三号	.....	一	五
(内容説明)	.....	一	七
休會	.....	一	七
延會	.....	一	三〇
本日の會議に付した事件	.....	一	三〇

一、昭和五十年六月三十日(月曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 三十名

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 一 番 | 吉 田 勇治郎 | 二 番 | 伊 藤 幸太郎 |
| 三 番 | 安 戸 寿 夫 | 四 番 | 押 元 稔   |
| 五 番 | 黒 川 平 治 | 六 番 | 鈴 木 正 義 |
| 七 番 | 本 間 昭 二 | 八 番 | 松 下 正 己 |
| 九 番 | 鈴 木 稔   | 一〇番 | 流 山 源治郎 |
| 一 番 | 近 藤 好 雄 | 一 番 | 栗 原 一 雄 |
| 二 番 | 林 豊     | 二 番 | 石 井 輝 久 |
| 三 番 | 辻 田 実   | 三 番 | 安 西 益 男 |
| 四 番 | 石 井 武 敏 | 四 番 | 渡 辺 軍治郎 |
| 五 番 | 渡 辺 昭 夫 | 五 番 | 和 田 一 郎 |
| 六 番 | 田 中 祿 郎 | 六 番 | 五 十 嵐 昇 |
| 七 番 | 菊 井 敏 博 | 七 番 | 西 村 真 次 |
| 八 番 | 伊 賀 多 朗 | 八 番 | 藤 田 益 治 |
| 九 番 | 遠 山 ヨネ子 | 九 番 | 石 井 正   |
| 一〇番 | 望 月 照 正 | 一〇番 | 山 口 康   |

一、出席説明員

- |         |         |         |           |
|---------|---------|---------|-----------|
| 市 長     | 半 沢 良 一 | 助 役     | 島 山 依     |
| 収 入 役   | 高 木 哲 三 | 秘 書 課 長 | 齊 藤 武 男   |
| 人 事 課 長 | 太 田 博 雄 | 企 画 課 長 | 小 沢 正 治   |
| 庶 務 課 長 | 綱 島 憲 治 | 財 政 課 長 | 長 谷 川 広 治 |
| 市 民 課 長 | 横 溝 功   | 税 務 課 長 | 小 倉 澄 男   |

収納課長	館石	勤治	商標課長	鈴木	力
農産課長	岩崎	一郎	水産課長	谷貝	茂生
保健課長	越路	良夫	衛生課長	石井	謀
土木課長	飯田	治男	建築課長	内藤	重雄
防災課長	羽山	房雄	市民センター長	角田	敏
鳩山支配人	野中	圭太郎	福祉事務所長	山口	一
水道課長	大嶋	重義	教育長	安田	豊作
兼衛生課主幹	沙崎	政光	教育委員会	佐野	啓男
教育委員会	川上	賢爾	学校教育課長	佐野	哲男
教育委員	高山	隆男	教育委員会	榎本	繁
体育課長	石原	斉	社会教育課長		
選挙管理委員			監督事務局長		
農業者委員					
農業者委員					
事務局長					
事務局長	高尾	豊	事務局長補佐	石井	敏夫
書記	兵藤	恭一	書記	鈴木	哲
書記	安西	良一	書記	川上	義雄
書記	福田	英雄			

一、議事日程(第一号)  
昭和五十年六月三十日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第四十六号 昭和五十年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況

報告第二号 財団法人館山市環境保全公社の経営

日程第四

報告第三号	状況説明書の提出について
議案第四十七号	繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第四十八号	館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四十九号	館山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十号	館山市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十一号	館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十二号	館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十三号	昭和五十年年度館山市一般会計補正予算(第二号)
	昭和五十年年度館山市国民宿舍特別会計補正予算(第一号)

開 会 午前十時六分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十八名、これより昭和五十年第二回市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長 の 報 告

○議長（吉田勇治郎君） この際おはかりいたします。季節も追々炎暑の候となりますので、当分の間略衣により会議を行ないたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

本定例会議案審議のため地方自治法第二百一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願ひます。

なお、監査委員より二月乃至五月実施の監査の結果が報告されております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願ひます。

### 議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

四番議員押元 稔君、二七番議員遠山ヨネ子君、以上両君を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。本定例会の会期につき議会議運協議会の意見は、本六月三十日から七月七日までの八日間ということであり、おはかりいたします。会期を八日間と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は六月三十日から七月七日までの八日間と決定いたしました。

### 提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際本定例会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 本日第二回市議会定例会を招集し、当面する諸案件について御審議をお願いすることといたしました。その前に一言お祝いのことを申し上げたいと存じます。

このたび吉田議長さんには全国、関東並びに千葉県各市議会議長会から、五十嵐議員さん、伊賀議員さん、藤田議員さんには千葉県議会議長会からそれぞれ永年勤続表彰の光栄に浴され、また吉田議長さんには全国市議会議長会から同会の国会対策委員として御尽力された功績に対する感謝状が伝達されましたことは、まことに御同慶にたえません。今回表彰されました方々は、地方自治の伸展のために常日頃多大なお力を尽くされ、御苦勞されている方々であります。ここに日頃の御尽力を感謝いたしますとともに、心からお祝い申し上げ、今後とも市政伸展のため御支援と御協力

を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提出いたしました案件は、報告関係三件、一般議案八件でございます。以下概要について御説明申し上げます。

まず報告関係といたしまして、財団法人館山市開発公社並びに館山市環境保全公社の経営状況説明書の提出についてであります。これは館山市が公社に対して出資と損失補償している関係から、地方自治法の規定によりその経営の状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

次に繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。昭和四十九年度における第一中学校防音改築事業については、昭和五十年度に繰り越して使用する繰越明許費として本年三月議会において承認をいただいておりますが、今回この繰越計算書を議会に提出し報告しようとするものであります。

次に一般議案関係でございますが、まず議案第四十六号昭和五十年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてであります。一般職員に対して六月に支給する期末手当につきましては、他市の状況と諸般の事情から条例で定める率に百分の四十二を加えて支給しようとするものであります。

次に議案第四十七号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。去る三月三十一日に地方税法の一部を改正する法律が制定、公布されました。今回の改正は住民負担の軽減をはかるため市民税、ガス税及び市九ばこ消費税に関する改正であり、この法律改正に伴い本市の条例中これらに關係する部分について改正を行なうものであります。

次に議案第四十八号館山市非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市町村における消防団員に係る退職報償金の支給については消防団員等公務災害補償等共済基金を設立し、この基金に掛けた金を払い込むことにより、消防団員に退職者が出た場合には市が基金から退職報償金の支給を受けて本人に支給する全国の市町村の共済制度があり、本市もこの基金と共済契約を締結しているわけですが、このたび退職報償金の支給額を定めた消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正があり、消防団員の処遇改善の一環として退職報償金の引き上げ措置が講ぜられたため、これに伴いまして本市の条例も改正しようとするものであります。

次に議案第四十九号館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市民センターの使用料については入場税法に基づく入場税が賦課される場合及び使用者が入場料金を徴収する場合等において割り増し料金を徴収することになつておりますが、今回入場税法の改正がありましたのに伴いこれを改正、並びに照明設備、舞台設備、音響設備等付帯設備使用料については電気料金の値上げ並びに他市と比較して低額になっていること、及び使用者が市民以外の者であることを考慮いたしまして今回改正しようとするものであります。

次に議案第五十号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。その年度における国民健康保険税の課税総額については、毎年度療養の給付に関する費用と歳出の総額の見込み額から被保険者が負担する一部負担金及び国庫補助金等国保税以外の歳入の総額の見込み額を控除した額を国保税として課税するわけであります。本年三月議会の当初予算説

明におきましてこの課税額が前年対比三三・一％程度アップする見込みであり、本算定時において極力引き下げをはかることを申し上げましたが、本算定の結果昭和四十九年度におきまして繰り越し決算を遂げることができました関係からアップ率を二三・五％に押さえることができました。したがって今回の改正は所得割り額、資産割り額、均等割り額及び世帯別、平等割り額の税率の改正並びに低所得者に対する軽減措置等条例の改正をしようとするものであります。

次に議案第五十一号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。し尿収集事業につきましては昨年九月から公社を設立し、その運営について努力を重ねてまいりましたが、昨年度の決算において一千百万余円の赤字となり、このまま推移をいたしますと本年度末に四千万程度の累積赤字が予想されるところから、公社からし尿収集料金引き上げの要望があり、市としても慎重に検討した結果六五％の引き上げはやむを得ないと結論に達しましたので、今回条例の改正をお願いするものであります。

次に議案第五十二号昭和五十年年度館山市一般会計補正予算第二号についてであります。この主なものは歳出の追加補正として電子複写機購入費として七十五万、税収入還付金の追加分として六十五万、消防団員の退職に伴う退職報償金として百七十六万五千円、合計で三百十六万五千円。減額補正として児童手当五百万、これは児童手当法の改正が当初予想した額を下回ったためであります。このほか付属機関の廃止に伴う報酬の減額等合計で五百六十四万六千円、差し引き二百四十八万一千円の減額補正をお願い

いたします。

なお、歳入につきましては、歳出の増減に伴うものであります。次に議案第五十三号、昭和五十年年度館山市国民宿舍特別会計補正予算第一号についてであります。職員減による給与等の減額及びこれに伴う臨時職員賃金追加が主なものであります。

なお、本会期中に欠員となっており教育委員会委員の任命について追加議案を予定しておりますので、上程の上はぜひとも御賛同を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては関係課長等をして説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに説明を終ります。

## 議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第四十六号昭和五十年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第四十六号 昭和五十年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

## 議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

(人事課長太田博雄君登壇)

○人事課長(太田博雄君) 議案第四十六号について御説明申し上げます。

ただいま朗読いたしましたとおり、六月に支給すべき期末手当をそれぞれ対象者に、ただいま市長から提案理由に申し上げましたとおり百分の四十二を加えまして百分の二百四十二、すなわち二・四二カ月分を支給しようとするものでございます。

附則の二につきましては、館山市教育長の諸給与及び勤務条件等に関する条例第三条、第一項と申しますのは、教育長には扶養手当、住居手当、勤劬手当、期末手当を支給するものとしてありますが、支給する額については一般職の職員の給与の例によることありますが、今回の夏季手当につきましては特別職と同じ支給率にいたしたいという趣旨のものでございます。

○議長(吉田勇治郎君) 説明は終わりました。

### 質 疑 応 答

○議長(吉田勇治郎君) 質疑に入ります。

○一五番(辻田 実君) 御質問いたしたいと思ひます。

この期末手当の特例に關しましては、先ほど市長のあいさつの中におきまして他市並びに諸般の事情により決したということがあつたわけでございますけれども、これについてももう少し具体的に伺ひたいと思ひわけでございます。

まず第一には、昨年の特例というんですか、期末手当につきましては二・六カ月が支給されておるわけでございます。したが

まして本年はそれを下回っているわけでございますけれども、この点について、どうして下回ったかということについてまずお伺ひしたいわけでございます。

それについて最初に御質問申し上げたいのは、まず第一にここ五年間におきますところの六月の期末手当の支給の割合、何カ月分が支給されておつたか。私の記憶するところによりますと、前年を下回って支給されたということが記憶にないわけでございませぬので、非常に申しわけございませぬけれども、まず五年間の期末手当の支給の割合をひとつ正確に教えていただきたいということがまず第一点。

それから第二点といたしましては、他市並びに諸般の事情でございませぬけれども、他市におけるところの状況はどのような状況であつたのか。そして諸般の事情ということは具体的にはどういふことを言うのか、その主な点についてひとつわかりやすく教えていただきたいというふうに思ひます。

この二点についてまず最初に御質問いたしたいと思ひます。

○人事課長(太田博雄君) 第一点の過去五年間の六月に支給されました期末手当の率を申し上げます。

四十五年―基本条例一・六に對しまして実支給額は二・二プラス九千円、四十六年―基本条例一・七に對しまして二・三、四十七年―一・七に對しまして二・三、四十八年―一・七に對しまして二・三、四十九年―二・〇に對しまして二・六の支給をしております。

それから二点目の各市の支給状況でございますが、私共で取り得ました情報、まだ全部が入っておりませんが、各市別に申

し上げましようか。

千葉市二・三五プラス七千五百円、銚子、これはちょっと内容がまだ不確定でございますが、何か新しい庁舎ができてまして移転手当とか引越し手当というものが含まれた形で聞いておりますが二・六五プラス二万五千円、市川二・五プラス一万五千円、船橋二・六、木更津二・六プラス一万円―特別職は二・五だそうですけれども、松戸二・四プラス一万六千円―特別職は二・〇だそうでございます。野田二・三五プラス二万三千円、佐原二・五プラス二万二千五百円、それから成田は交渉中でございますが、佐倉二・四五プラス一万七千円、八日市場二・三プラス一万円、習志野二・五、柏二・四五プラス一万五千円、勝浦二・〇プラス一万円、市原二・四プラス一万三千円―この一律のものは一般職のみだそうでございます。流山二・五五プラス二万円、八千代市二・三五プラス一万五千円、我孫子市二・五プラス一万三千円、君津二・六プラス一万円、富津二・六プラス一万円、以上でございます。

○助役（島山 伝君） 諸般の事情でございますが、これにつきましてはいろいろ最近の地方公共団体のこうした手当関係につきまして県等からいろいろと指導等もございまして、なお、また当市におきます財政事情等も考慮いたしまして、そういうような情勢を考へましてこの程度でお願い申し上げた次第でございます。

○一五番（辻田 実君） わかりました。

私はここで、質問の趣旨につきましては昨年を下回っていることについての大きな理由は何かということについて見極めたいというところでございます。したがいましてさらにこの点について御

質問を続けたいわけでございます。そういう観点でひとつ御答弁願いたいと思います。

昨年の一時金の、期末手当の支給に關しましては、当時の市長は異常なインフレの中において、そうしてこれに対応したこの追加、こういうものが必要だということと非常に二・三から二・六という形で支給されたというふうに判断をいたしてあります。そしてこれは単に館山市役所だけではなくて、全国的に昨年はインフレ手当というような形の中で全国的にその支給がされたことについては明らかであるわけでございますけれども、今年におきますところの物価高、インフレに対するところの状況については昨年とほとんど変わってないんじゃないか、特に自治省等の勧告並びに政府等の資料を参照してみますと、さらに総需要抑制政策が行なわれている中におきながらも物価の上昇は依然として根強く存在しておることが報告されておるわけでございます。

館山市の中におきますところの諸物価についても決してこの例外ではございません。特に本議会にかけられておりますようにし尿処理の大幅値上げ、さらに鳩山荘をはじめ育成牧場等々、一連の公共料金的大幅値上げということが市独自において行なわれようとしておるわけでございます。そうした面から考へてまいりましてこのインフレ傾向、諸般の状況というのは決して沈静さしておるといふふうには考へられなわけでございますけれども、昨年の二・六支給した状況と今日の状況の変化をどのように考へておるかということでございます。その点についてどのように検討されたのか、まず御答弁いただきたいと思うわけでございます。

○人事課長（太田博雄君）

ちょっと経過を申し上げます。

毎年の例でございますが、職組のほうから期末手当の時期に入りますと交渉に入るわけでございますが、本年も過去約五回にわたりまして交渉を行なつたわけでございます。

県下市町の統一要求といまして三・〇の要求がなされておつたわけでございます。それから次に入りまして、職組独自といまして昨年と支給率二・六を強く要求されておつたわけでございます。

先ほど助役から申し上げておりますとおり、財政事情から私のほうは当初条例どおりということで一応お話ししあつたわけでございまして、いろいろの事情もございまして、市財政ぎりぎりの線ということと二・四二が決定されたわけでございます。

この額につきましては、率は御承知のとおりダウンはしてございますけれども、支給額におきましてはほぼ昨年と同額程度になつております。

〇一五番（辻田 実君） わかりました。

その点について私はさらに二点ほど質問したいわけでございませうけれども、財政事情ということとでございますけれども、本年と昨年の財政事情については私はそう大きな変化はないというふうに考へております。

と申しますのは、先般の繰り上げ充用の討論をめぐる中においても、市民税等においては昨年より大幅な伸びを計上してございまして、それらについては十分だという答弁があつたわけでございませう。不況によつて影響を受けるのは法人でございます。大きな会社でございます。小さな会社、特に館山のよう大きな会社のないところについては、大体市民税の基礎になるのは個人の所得

でございます。この個人の所得は大きな所得をもつた人が少ないだけに市民税の額も少ないけれども、あまり好不景気に影響されないのが小さな都市の強みであります。

と同時に、館山市の財源の主たるものは固定資産税でございます。固定資産税の評価につきましては、二、三日前の新聞に出ておりますように、館山駅前の通りの評価額、基準価格につきましても昨年と同額でございます。減つておりません。一般的に地価は低落傾向にあるということが官庁より発表されておりますけれども、しかし税の、固定資産税の基礎となるところの駅前の評価額につきましては昨年と同評価ということが新聞に出ておりますけれども、この点についてはそのように理解してよろしいのか。

となりまして、私は市の税収入においてさほど昨年とは関係ないんじゃないかというふうに判断をするわけでございますけれども、昨年は物価の上昇等みてこのような形で支給されたのに、特にことは財政事情云々ということでもって、私は大きな理由はなさそうに思つたわけでございますけれども、この市民税並びに固定資産税、これらについて先だつての討論と食い違つたような状況が出てくるのかどうか。こういうふうな点について何かびつたりしないようなものがあるわけでございまして、その点についての財政事情というのは特に昨年来を下げなければならぬという程の大きなものがないんじゃないかというふうに感じられるわけでございますけれども、この点についてはどうか。

それから二番目には、地方公務員法の第二十四条三項には地方公務員の給与についての規定が示されておるわけでございます。この中において、その給与というものは生計費を中心にして、そ

して国並びに地方公共団体の職員、並びに民間の従事者等の給料を考慮してきめべきだというふうになつておられるわけでございます。あくまでも地方公務員の規定というものは生計費から割り出されていくべきであるというふうに考えておりました。今日館山市におきますところの市民並びに市の職員の生計というものは昨年よりインフレの、高騰している中において苦しくなっておりますことは事実でございます。この点については考慮されておられないように受け取れるわけでございますけれども、生計費というものが中心にならなかったのか。いままでの答弁を聞きますと財政事情だということであつたわけでございますけれども、市町村の給与並びにこれらの手当について財政事情で決定するような方針にかわつたのかどうか。

昨年まで、本間市長を中心にしたところの市の執行部においては、財政事情もあるけれども、しかしながら実際には職員の生計費というものを中心にして、そして他市云々ということよりも、館山市は館山市民の政治を行なうんだという姿勢において、期末手当の条例の制定につきましても毎年月はじめ六月十五日に支給しなければならぬという条例がありますので、常に六月十五日の夏季手当支給の前に議会を開いて、何とか支給日に条例どおり支給するというのもって、他市、その他についてはあまり考慮せずに常に職員組合並びに市の実情の中において決定されてきたのが過去十年間近くにわたるところの市の姿勢であるわけでございます。ことしはそういう面におきまして市の姿勢が内容的にどうかわかりませんが、月末ぎりぎりになつてしまつたという事は、先ほどからの答弁、それからいろいろ耳にしますと

ところは、今回の六月定例会の遅れはとりもなほさずこの期末手当の問題について他市の状況を見きわめてぎりぎり一ぱいに、三十日に開くんだというようなことが耳に入ってきておられるわけでございますけれども、こうした事情で遅れたのかどうか。

ということになりますと、従来はむしろ地方公務員法二十四条の規定、主文たるところの生計費をもって給与云々にあるところの本文を中心にしたところの姿勢に対して大きな転換があつたんじゃないかというふうに考えられるわけでございますけれども、こういつた点についての転換があつたのかどうか。今後はこういつた点において給与をみていくのかどうか。そこでもって私は地方公務員の給料については地方公務員法の二十四条、すなわち生計費並びに他市の市町村等のかね合いをもちながらきめていくということを尊重していきたいということでございますけれども、いままでの答弁でございますと財政事情というところでございます。今後は財政事情によって職員の給料等、一時金についてきめていくような方向になるのか。ことしはそういう方向で考えたのか。そして昨年まで本間市政の中で行なわれたところの生計費を中心として、そして市民本位の形の中でもってきめられたところの条例、これは議会が早かつた、遅かつたという形式を含んでそういう姿勢は大きかつたのかどうか。この点について明確にされたいと思つてございます。

○財政課長（長谷川広治君） 財政事情の関係について御答弁を申し上げます。

財源のうち市税の関係でございますが、これは現在の時点での見通してございまして、まだ収入関係では一三〇程度の実績しか

踏まえたものではございませんので、概略の数字という事で御承賜りたいと思います。

市税におきましては、年度の最終にいった場合ほぼ現在の予算額程度で執行が終るのでないか。ただ税目ごとには多少の増減が出てくるやに考えております。それは電気ガス税等がまだ国の法律改正等もはっきりしませんのでそういうもの、それから大きなものといったしましては土地保有税関係がはっきりしておりません。したがって現在現時点ではいまの予算はおおよそ満たされるわけでございますが、ただ個々の税目ごとには若干の増減が生ずる。

それから他の財源でございますが、いまのところ大きな財源と申しますのはほとんど流動的な数値でございます。見通しとしてはこの間国の議會でも大蔵大臣が申しておつたようでございますが、現在の時点では景気の動向いかんでよくにもなるし悪くもなるという、確定したことが言えないというようなことを言っております。したがって、特に市の場合につきましては景気関係で交付税の移動が生ずるといふことから考えまして、他の財源はおそらくこのままの経済状況程度でいった場合には減額の要素はあっても増額するような、あるいはふえていくような要素は割合に乏しいのではないかというふうに考えております。

したがって、財源の総体的なものから考えますと悲観的な状況というふうに考えております。

○ 助役(畠山 伝君) 御質問のとおり公務員法によります一般職の生活費というようなことにつきましては、十分考えてございませぬ。ですから昨年よりも率にしますと若干下回りますけれども、

額において昨年の額を下回らないようにということは常に配慮したわけでございますが、さて、じゃ昨年と同額で、一般物価は沈静しておらないというようなことも事実でございます。ですからそういうことで若干のあれはございますけれども、財政ばかりじゃないですけれども、きびしい財政というものを考慮しながら、この程度で本年は職員組合の方々と話し合つて協力いただいた次第でございます。

○ 一五番(辻田 実君) 財政課長の答弁でまいりますと、自主財源についてはほぼ当初予算の見込みということは、前年にかんがりのパーセントを上回つたところの見込みがあるわけでございまして、そういう面については財政事情の問題云々ということは、さほど問題でないような気がいたします。

地方交付税について増額の要素より減額の要素があるということとを言われておりますけれども、自治省の事務次官等の地方財政の運営等に見てまいりますと、決してそういうことは書いてないわけでございます。これは五十年の五月十六日に都道府県知事にわたされたところの自治省の財政課担当の第三十三号資料というもので、これはすみやかに県から市町村について徹底をはかりたいという文書の控えてございますけれども、これを見ますと地方交付税等については昨年の率をただ物価上昇、その他について一定の比率でもって上のせすることはやめてもらいたい、特に公共事業並びに福祉事業の推進については十分検討して、それらのものについて吟味した上でもって、これらの事業が支障のないような形で、今年パーセントをかけるというような形の地方交付税

はしないというふうに書いてあるわけでございます。この通達についてはいろいろ劣使間で問題になっております。私も二、三日前ある国会議員からもらって原文を持っていますけれども、多分かわりなければ自治省通達というのはこれによってそう大幅に減るといふことはないんじゃないか。全体的な文章、その他からみてまいりますと物価上昇が依然としてある、そういう中において不況も非常に深まっておるのであって、国の財政、その他もきつい、きついから予算の執行については十分慎重を期していただきたい、しかしながら福祉だとか公共事業、特に下水道等についての事業についてはこれはさらに進めていかなければならないものであって、こうしたところの予算は十分行なわれなければならない。さらには消防だとか、教育、土木費等についての税外負担もできるだけ市町村においてもなくしていきたいというように形でもって、そういう面についてはかなり前向きであって、財政事情が非常に悪いという条件は見られないわけでございますけれども、これが今般下げなければならぬような事情とはうなづけないわけでございます。その点については再度質問するわけでございます。

それからもう一点は、私は基本的な問題としてここでもって質問したいわけでございますけれども、館山市におきましてはラスパイルスの指数というものは決して悪くはございません。よくわかりませんけれども、二、三カ月前の新聞等に発表されたところのラスパイルス指数というものはかなり平均的のところまでいっているように記憶してあるわけでございます。そこで指数が高いこと、一定の面を確保してあるということについては、私はいま

まで十年間日本の景気が非常に好景気であった、そして議会の中でも常に論議されたわけでございますけれども、市役所等公務員になり手がいない、特に学校の先生等については理数科の先生がいなくて理数科の先生の確保のための若干の市の措置等も講ぜられてきたわけでございます。特に館高が市営移管になる前、またそれ以後においてもそういうあれをもってきたわけでございます。そういう中において館山市がこれらのラスパイルス指数等からみていって、やや国、県等について上回るような数値が出ておることについては私はある程度認めるわけでございますけれども、その裏付けとなったのは、やはり館山市の職員が、あの景気の上さの中でもってみんな東京へ、民間企業へ流出していったら、市の給料と民間の企業の差というのはものすごい格差があった時代が数年にわたってあったわけでございます。言い方は悪いけれども市の職員になるにはよほど何かの事情がなければならぬ時代がこの高度経済成長時代の十年間の大半の時代であったということでございます。その間におきますところの市の給与というものは決してよくなかった。高校を卒業して東京の証券会社やその他の会社につとめれば市役所の職員の初任給の二倍ぐらいのものはもらえた、そういう時代に館山市はいろいろ苦勞して、そして職員の確保にあたってきたわけでございます。そのときにどうしても苦しい財政の中におきましても市の運営上市の職員を確保しなければならぬという点において、やや給料を普通の年数よりも初任給のアップもし、昇給の短進もし、その是正をはかつてきたわけでございますけれども、なかなかそれらの面につきましては当時としては格差があったんではないかと思えます。

今日、昨年のオイルショック以来若干の経済情勢が下向きになりまして、大手のそうしたところのべらぼうに支拂ったところの給与というものがかなりダウンしてきた、したがってまだいまの状況である程度、最近の市の職員並びに公務員の給与が一定の水準を保っているのにそれに近づいてきたわけでございまして安いと思つていた市の職員の給与が、民間企業が大幅に出ておつたところの給与がだんだん下回ってきたので、かなり接近してきたという状況の中でどうも市は職員の給与が少し高いんではないかという声がちまたにちらほら聞こえるということは事実でございします。

そういう背景の中でもって、今回何ていうんですか、市の民間企業等を含めて諸般の事情の中でもって給与が低いという判断をされたということになりますと、これは私は労使契約というんですか、市の職員としても雇用するときに於いてそういう面である程度通常の形のものよりも若干の特例的な要素があつたにしろ、こう不景気によつて、好況のときにはさほど給料は上げずに、不景気になってきて民間が少し悪くなる、一部の会社等において帰休が出たり、賃金のカットが出るということになってくると、たまたまち市の職員にそれらをスライドさせていく、押しつけていくというような形がとられることについては、私は非常に今後の館山市の市と職員の労使関係というものは正常に保たれないんではないかと思つておられます、こうした点について私はいままで五年間先ほど人事課長から述べられましたように六月の期末手当の支給について下回ったことがないわけでございまして、ことしは何年ぶりになるか知りませんが、前年の割合を下回るとい

う事態でございしますから、何かそこらへんに納得のいかない点があるわけでございしますけれども、そうした点については館山市は人事委員会もなく、そしてどういふ形でもって諸般の事情、財政事情、こういうものを判断されたのか。そうしたいままでの経過というものについては、私は申し上げましたように経過というものは、不況期におけるところの市の職員の給与の決定について大幅な転換をもつたのかどうなのか。この三点についてひとつ御答弁いただきたいと思つてございします。

○財政課長（長谷川広治君） 交付税の関係でございしますが、御案内の通知私どももいただいておるわけでございします。総体的な言い方とすれば通知のとおりだと思つてございしますが、御案内のとおり交付税の算定の基礎、あるいは数値、そういうものが技術的にこまかいものがございしますし、まだ実施する事業等が全部きまつておりません。なおかつ、総ワクといつたしまして、交付税と申しますのは三国税の三二%を交付税として予算計上するわけでございします、それが先月の国の率で申し上げますと前年対比で六五%程度のものだというふうに聞いております。したがって確定をした数値はもちろんまだ申し上げる時期ではございしますが、大勢としては相当額減額されるのではないだろうかと申すものがございします。

ただ問題は、八月に行なわれまます人事院勧告がどの程度あるかわかりませんが、それによつて若干の財政的な手直し等もあろうと考へておりますので、その時点でないというところと交付税もはつきりしたものは申し上げられないというふうなことにお考へをいたしたいと思つてございします。

○ 助役（畠山 伝君） お答え申し上げます。

確かに公務員は非常に給与の恵まれない時代が長く続きましてその後だんだんとその幅が縮まってきたということはおっしゃるとおりでございます。そうした中でやはり率にいたしましたも国を百といたしました場合というふうに考えますが、市町村と国では仕事内容が大きく違うわけでございまして、市町村では国にないいろいろな困難な現場をもってあります。必ずしもそうしたもので決定されるかどうか考えた場合に、市の職員の給料が最近云々されるように高いものというふうには考えられないと思うわけでございます。

そこで、こうした条例以上のアルファにつきましては、いろいろ国、県等からも指導もきておりますが、一度にこれをそうするということではなくて、逐次そういう方向でというような考え方の指導もいたしておるわけでございますが、そうしたいろいろな観点からみまして本年度はこの程度でひとつお願い申し上げますという次第でございます。

○ 一五番（辻田 実君） 時間もだいたいふたつてきましたので、簡潔に質問したいと思うわけでございますけれども。

財政の面と諸般の事情の面からこのようになったというところでございますので、自主財源については昨年をかなり上回るどころの自主財源が当初予算に組まれておって、これは大体予定どおり達成できるということですから、昨年より自主財源については私はかなり好転をもっている、そしてその比率が算術計算的に言くと人件費の中においてもその自主財源の伸びがスライドしても私はある程度おかしくはないんじゃないかというふうに思われ

るわけでございます。この点について、更に交付税の問題について、財源がかなり圧迫されるということについて、財政課長の方からまだ確定されておらないので八月以降について手直しがされるような場合において増額されるということもあり得るといふこととでございますので、そうすると財政的な面からいきますと交付税の見込みがある程度上回るといふことになれば、十二月の期末手当、それらについては財政的に昨年を下回るといふような事情はなくなるのかどうか。これがまず第一点。

それから第二番目に、諸般の事情でございますが、私は館山市というものがいかに給与水準、期末手当の問題について地域の賃金労働者並びに経営者に対して大きな影響を与えるかということについては申し上げるまでもございません。そういう中において現状維持ということは日本の法律のたえまえ、地方自治のためえから常に現状維持を保ちながら漸進的のものを進めるといふのが一般的な地方自治の状態でございますが、急進的な革新勢力が出てくれば別といたしまして、地方自治というのは常に現状維持、現状維持の中でわずかに進めていくという状態の中において、現状を下回るといふことについては私かなりの問題があるわけでございまして、その点について市はよほどの事情のないかぎり現状を維持していくことが、これは執行部に課せられた、理事者に課せられた一つの道義的な責任だというふうに感じております。

そういう面において、現状維持等について下回るとか、落ちるといふことになりますると、私も議会人といつたしましてもとと監督のまなことをささなきやならないものでもって、従来館山市政の中においては、館山市政というのは現状を維持していく、現

状を維持していく中において、それを基本としながら漸進的な施策というものを常に繰り返しているところに安定感があったわけでございますけれども、その信頼が市民に対する信頼であり議会の円満な運営であったわけでございますけれども、それが少しでも下回るといふこと。人間社会の法則、ダーウィンの法則じやございませぬけれども、やっぱり万物は常に発展していく。後退というのは死滅を意味するという法則があるわけでございます。これは社会科学、人文物理学においてもそういう法則というのはあるわけでございまして、そういう中においての円満なあれがあったわけでございまして、私に常に予算を下回るとか、こういう給料、人件費を下回るといふことについては非常に切ない思ひであると思ふ。その点について私は議会においてもかなり慎重を期さなければいけない。上回るものについては私はそう多くの労を要さなまいと思ふわけでございまして、発展と思ふわけでございまして、下回るといふことはよくよく注意であるから特に質問するわけでございすけれども。

今回、特に不況の影響であるというならば、好況になつた場合にそれに見合つて諸般の事情、たとえば民間ならもうかつてポナヌも高校出の三十歳ぐらいの人が八十万、百万もつたなんていう、そしてハワイ旅行に連れていってもらったデパートの女子職員といふことで、新聞紙上にじゃんじゃん出ているような時代そういうようなことならば、市役所も百万以上のそういうものを出すのか、出さないのか。ある面ではいいときは押え、悪くなつた時も押さえ、これでは職員の立つ瀬もないだらうし、市の理事者と職員の労使間というものは保たれないではないか、従来

はそういう面については非常に信頼関係の中に進んできたというふうな思われたわけでございまして、今回のダウンというものがそういう面について大きな亀裂を生ずるのではないかと思われるわけでございまして、昨年の支給率より若干減つたことについては、財政的な面については答弁願わなくて、諸般の事情については、諸般の事情が好転するならばそれに見合つて上げるといふことなのかどうなのか、その点についてひとつ御質問いたしたいと思ふわけでございす。

○市長（半沢良一君） ただいまたいへん辻田議員さんからいろいろ御意見承つたわけでございす。

民間企業とこういふ自治体とは根本的に違つたわけでございまして、民間企業の場合には、もうかるときにはほとんどん賞与も給料も上げますし、もうからなければ給与もダウンしますし、賞与もなくなる。自治体の場合には予算によつて行なうもので、入つてくるものがきまつておるわけでございすから、好況になつたらといつてそういう多額の金を支払うわけにはまいりませんし、それから不況になつた場合にもそう大きくダウンするわけにもいかない。それはやはり自治体のもつ安定性だらうと思つております。あくまでも予算でもつて、しかも市民の負担によつて給料を支払っているわけでございすので、そういう点についての御理解をいただきたいと思ひます。

○一五番（辻田 実君） 財政問題については、そう私は大きな、昨年と違つて云々といふことは、交付税の八月以降の手直しをまたなければその結果が出ないといふことで理解したいと思ふわけでございすけれども、それでいいわけでございすね。

財政問題についてはそういうことで片づくわけでございますけれども、諸般の事情については、景気がよくなったからといってそれはいかないという答弁でございますので、この点については論議しても平行線をたどりませんので、打ち切りますけれども。

確かに、いま言うように、市長と同意見でございまして、民間と地方公務員とは性質は全く違う。したがって好況のときにはそう大きく上がらないということも、現状の中において認めざるを得ない、そうせざるを得ないと考えております。不況というんですか、不況になったときに私が見解が若干違うんです。その若干の違いが相当大きいんじゃないかと、私はいままで慣例からいって、数字的、過去十年間というのが不況というのがなかったといえなかったかも知れない。でも館山市の財政事情から言くと、いろいろな借金、また事業等によって非常に財政が苦しくなった時代がある、しかしながら苦しくなった時代でも前年を下回るということはなかったというのが、何年かぶりに、新しい市長になったから多少変わるかも知れませんが、率がかかる云々は別として、下げたということは繰り上げ充用が二十年以上ありであるのと同時に異例のことなんです。異例のことだけに納得のいく答弁をもらいたいわけでございますけれども。

そういう公務員、地方自治体との関係が違ふというなら、やはり私はいままで状況、諸般の状況からいって現状を維持すべきじゃないか。これを何分にしろ下げるといふことについては、私は非常に大きな動揺、またいままで市の理事者というものは常に現状を維持し、その上にいくという観念から離れるんじゃないか、そういう面の正常化というものは失なわれるんじゃないかという

ふうに思われるわけでございますけれども、そうしたところの大きな問題、そういうものについてはどのように考えておられるか。考えられておられないということであれば平行線をございまして私はこれをもって質問を終るわけでございますけれども、現状を下げたということにつきましての今後の問題をどう考えるか。それについて考えがあるならばひとつ御答弁いただきたいと思います。

○市長（半沢良一君） この率につきましては、職員組合とも十分話し合った結果、合意の上で決定した率でございますので、ただいま御指摘のような御心配はなからうかと思っております。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

### 討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論に入ります。

○一五番（辻田 実君） 質疑の中で明らかにされましたように、私は市の給与関係等につきましては地方公務員法の二十四条の主

文であるところの生計費を中心にすべきであるということ、それから二番目に他市の給与等参照にするということとでございまして、そういう面にかきますと、他市においても銚子をはじめその他について幾つかの市町村において、館山市を上回る、昨年を上回る二・六カ月以上を支給しているところがかなりある。いま発表された中でも五つほどあるわけでございまして、まだ未解決のところ等比べるとこれは他市の市町村においても支給されておるということとでございすから、これについては私は他市のつり合いからみても、昨年並みということについては館山市が異例な期末手当というふうにはいえない、むしろ県の高いほうでやや足並みをそろえられるという状況であって、二・四二という額は中のおちよっと下回ったくらいのところの足並みというふうには判断できるわけでございまして、こうした面からいっても今日の館山市の状況、特にこれという産業もない地方都市の中において民間企業もかなり給与が低くなっている、そして市の職員の一時金も去年を下回ってしまったということでは、商店の売り上げもぐんと減ってしまふだろうし、そして市民全体に及ぼすところの一つの活力、そういうものが失なわれてしまふんじゃないか。どこに行っても賃下げだと、去年よりボーナスは出ない、そういう中でもって商店会はじめ市民、どこによる瀬があるのか。

私はそういう中においても、地方自治体というのは苦しいかもわからない。しかし、市は昨年を維持していくんだという態勢をとることによって、館山市全体の経済的な活力というものをやりつけていかなければならないんじゃないか。そういう面におきまして私は財政事情が大きな理由だということを市長は説明され

ておりますけれども、財政事情は昨年からたいした問題ではない。一中の売り上げについての三億円売却ができなかった云々については、これは当時の市長から提案され、議会からかなり反対がありながらそれを押し切って議決をされたものです。それが執行できる、できないは市の理事者の責任でございまして、それを一般の責任に対して転嫁されるという結果になるならば、これは市の職員は迷惑でございまして、議会の議決どおり、議会からの提案でございせん。しかしながら市の提案によって出された三億円が未処理に終る。未処理に終ったために繰り上げ充用をしなければならぬ。そういうことによって市の職員の給料までに影響を及ぼすということにかなり問題がある。

もちろん、あの問題については、財政の許す限りにおいて議会の筋からすれば売却せずにやりくりしなさいということでもって要望がつけられておるわけでございまして、ある面においては売却せずに処理しろということであつたわけでございまして。しかしながら三億そのまま赤字を出すというものがなかったわけだ。ございまして、その間の努力はしたにもかかわらずそれが十分にせなくてまるまる三億出してしまったという中で、それがイコール年度の期末手当の問題についてもなっていくということについては、市と職員の関係、交渉においてある程度同意を得たから問題はないといっても、私はそれは表面的な問題であると判断するわけでございまして、その影響というのはかなり大きいというふうには判断されるわけでございまして、先ほど市長も申しとおりましたように地方公務員の給与というものは民間とは違つ、不況によって左右されるものではないということであれば、館山

市の威信、議会と市との信頼関係という中において現状維持を最も中心に置かなければならないという中において、私は今日下げるといふ事態は、その下げる理由が薄弱である、明白でないといふ点において、この議案については反対するものでございます。

〇一七番（石井武敏君） 私は議案第四十六号に賛成いたします。

議案の中に示されております支給パーセンテージ、これは市長と組合側、職員の深い相互の理解の上に成り立った数字であろうと私は理解いたします。一日も早く支給されますことを願っております職員の心を考えれば、これはすみやかに賛成をして出すべきであらうと思っておりますので賛成いたします。

〇議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

## 採 決

〇議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。

本案を原案どおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

〇議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

## 議 案 の 上 程

〇議長（吉田勇治郎君） 日程第四、報告第一号乃至報告第三号、

議案第四十七号乃至議案第五十三号を一括して議題といたします。

## 議案の内容説明

〇議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

この際おはかりいたします。ただいま議題となりました各案件は明説を省略して、直ちにこれが内容説明を求めたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出  
について

〇企画課長（小沢正治君） 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出についての関係で御説明申し上げます。

まず最初に、開発公社の四十九年度関係から申し上げます。

最初に四十九年度の事業関係の報告でございますが、この開発公社は現在まで十期十年、実質九年の間を経過したわけでございますけれども、この間に各種の公共用地の取得造成、あるいは住宅用地の分譲、さらには企業用地のあっせん等の事業を実施してまいりまして、相当の効果を上げてきたと信じております。

しかしながら、四十九年度、いわゆるここでは四十九年度事業でございますので、今期と申し上げますけれども、総需要抑制と

か、融資が相当窮屈になってきたという関係から、公社といたしましては積極的な事業の推進ということがあまりスムーズにいかない状況にありました。そんな関係から今期一千二百二十二万七千二百二十九円純損失という結果を生じたわけでございます。

その主たる事業の内容につきましては、以下ここにございませうように、受託事業といたしましては中央保育園、あるいは館高用地の取得、そういった関係、以下五項目ここにございませうが、このような状況下で推移したわけでございます。

この内容といたしましての損益計算、あるいは貸借対照表、財産目録等につきましては、それぞれ詳細に掲げました表により御了承いただきたいと存じます。

次に五十年度の事業計画及び資金計画でございませうけれども、こうした四十九年度の状況を受けて、五十年度におきましてもさらに一段と公社事業を活性化するという方向がちょっと考えられませうので、ここに事業計画にございませうように、これを大まかに分けますといままで実施してまいりました事業による融資が相当高額になっておりますし、これの支払い利息の年間計画が大体一億一千四百一十八千円というような額に相なるわけでございませうが、これを大体軸といたしまして舗装工事関係で二千万円、その他の関係で一千四百万、それから分譲いたしました土地に国有土地、水路、そういった関係が残っております関係を整理していくというような関係で約九百四十万、それにリンク関係が三百四十万足らず、そういったような事業計画でございまして、合計いたしますと一億六千四百万余円という事業計画でございませう。

これに対しまして資金計画は、次にございませうけれども、こういう事業をやりながら、一応過去実施してまいりました事業の市からの年度計画によります支払いを受けまして、それぞれ融資先へ償還していくという計画が大体三億四千万余円、そういった関係で大体五億八百万余円の資金計画で実施してまいりたい。大抵こういう計画でまいりますと千三百四十万程度の次期繰り越しを生ずる見込みということでございませう。

非常に簡単でございませうが、開発公社関係の説明を終らせていただきます。

報告第二号 財団法人館山市環境保全公社の経営状況説明書の提出について

○衛生課長（石井 謙君） 報告第二号財団法人館山市環境保全公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件につきましては、四十九年度第一期財団法人館山市環境保全公社の事業の経営内容でございませうが、この資料といたしまして第一期の事業報告書及び五十年度の事業計画書、また資金計画書をお手もとにお配りしてございませうので御覧いただきたいと思ひます。

まず第一期の事業報告書でございませうが、事業の概要報告につきましては、お手もとにお配りしてございませう資料を御覧いただきますまして御了承賜りたいと思ひます。

次に昭和四十九年度の損益計算書につきまして概要を申し上げます。これは四十九年の九月一日から五十年の三月三十一日まで七カ月におきませうところの損益計算書でございませう。

経常損益の部といたしまして、事業収益としまして三千三十八

万六千三百八十四円に相なっております。登録戸数一万五百五十  
四戸のくみ取り料金でございます。

続きまして、事業費用におきまして主なものを申し上げますと  
まず給料、手当、人件費的のものでございます。臨時職員三名、  
衛生手十八名に要する七カ月間の経費でございます。

それから集金人の報酬といたしまして計上してございますのが  
一八一カ月七万円の五人分の経費でございます。

以下福利厚生費、集金委託料、いろいろございますが、この中  
で特に申し上げたいのは一二の賃借料でございます。これは九月  
一日から一カ月間山中清掃社から市の環境保全公社に移る際にバ  
キュームカー六台を借りました費用と、それから鋸南、朝夷の衛  
生組合からおのおの一台ずつ借り上げました、合わせて八台分の  
賃借料でございます。

その次に報償費三百万円を計上してございますが、これは山中  
清掃社に対する謝礼金でございます。

それから最後の二〇の減価償却費の四百九十万千三百三十五円は  
定率法によりまして算出した額でございます。

経常損失が八百三十三万七千四百一十一円に相なるわけございま  
す。

引き続きまして事業外損益の部を簡単に御説明申し上げます。

事業外収益といたしまして、受取利息六万九千八百三十八円と  
ございます。事業外費用といたしまして支払い利息以下合わせま  
して二百九十四万七千三百三十円。特別利益、特別損失、当期純  
事業損失といたしまして千二百二十一万四千五百三十三円に相な  
っているわけでございます。

貸借対照表に對しまして、資産、負債、資本の部等、これはこ  
の数字によって御了承を賜りたいと思ひます。

財産目録につきましては、貸借対照表の内容から目録を出して  
ございます。

欠損金の計算といたしまして、当期末処理欠損金千二百二十一  
万四千五百三十三円になるわけでございます。

次に固定資産明細表につきましては、お示ししてございませう  
りなことでございますので御了解いただきたいと存じます。

それから理事会の議決事項を御参考までに記載しましたので、  
御了解いただきたいと思ひます。

次に事業計画書につきましては、館山市全地域の一般廃棄物の  
収集運搬を行なうということでございます。

五十年度の資金計画書が次に掲げてございますが、五十年度の  
資金計画の中で特に申し加えたいことは、一ページの中欄に  
ございます建物一千三百二十九万三千円を計上してございますが、

説明欄に書いてございますように車庫、作業員の詰所等、これを  
建設するよりな計画で進めておるわけでございます。

以上簡単でございますが、報告にかえさしていただきます。

報告第三号 繰越明許費繰越計算書の報告について  
〇教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 報告第三号の繰越明許費繰

越計算書の報告について御説明申し上げます。

市立第一中学校の防音改築事業は、四十九年度におきまして総  
体四千四百七十平米のうち六四％にあたります部分について躯体  
工事を計画しておたわけでございます。躯体工事と申しますの  
は骨組み工事とか、あるいはガラ打ち工事とか、いろいろ名前が

ありますけれども、建物の裸の部分のみの工事でございますが、ただその間にありまして国庫補助金の決定が二月末というふうなことになるしまして、四十九年度中に事業を完了されるというふうなことができないことが明らかになりましたので、三月議会におきましてその予算を五十年度に繰り越しまして使用するための繰越明許費の予算議決をちょうだいしておつたものでございます。

工事関係費は九千八十二万円でありますが、実際には工事契約額が八千九百七十万円、それから管理委託料が七十八万五千円、こういふことになつたわけでございます。その中から工事費の二〇%に相当します千七百九十四万円、これは四十九年度に前払い金として支払いました関係で、五十年度に七千二百五十四万五千円を繰り越したわけでございます。財源といたしましては、そこにお示ししてございますとおり、国の補助金が五千二十一万一千円、起債が千五百五十万円、そして一般財源が六百八十三万四千円、こういふ計算でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時再開いたします。

午前十一時四十分 休憩  
午後 一時 八分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 午後の出席議員数二十八名、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を願います。

議案第四十七号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定に

ウシ

○税務課長（小倉澄男君） 議案第四十七号市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これは先般の三月に国会で地方税法が改正されました、それに習ひまして地方税法の関連いたしております館山市税条例を改正しようとするものでございまして、主なものとして申し上げます、市民税の個人市民税、法人市民税、それからガス税、たばこ消費税でございます。

そのうち特に条例にはあらわれてまいりませんが、個人市民税のうち所得控除、いわゆるそれぞれの所得を計算する際に基礎控除となります額、配偶者の控除の額が一万ずつアップされて十九万円、それから扶養控除、障害控除、老齢控除、寡婦控除等が三万ずつアップされて十六万円ということ等が含まれております。

それでは条例の条文に沿ひまして御説明申し上げたいと存じます。

市税条例の改正の一番初めにございます第十九条の第四号中の改正でございますが、これは市税の納期限後に納付し、又は納入する税金、または延滞金に関する規定が第十九条にうたつておるわけでございますが、そのうち法人税法、それを受けて地方税法が改正されました、これは商法の改正から関連いたしておるわけでございますが、新しく会計監査されますために、法人の納期限が延長された地方税法の三百二十七条を受けまして、ここに新たにその規定を「若しくは第二項」、これが地方税法の改正でございますが、これをここに入れたということでございます。

それから第二十条中の改正でございますが、これは年当りの延

滞金の計算になります割合の基礎となる日数を規定いたしておるわけでございます。この適用を受ける条例、後で出てまいります。市税条例の五十二条が加わってまいったわけでございましてこれをただいま申し上げましたが、地方税法三百二十七条によりまして納期限の延長がされましたために起こります延滞金を計算いたしますための改正に五十二条が加わったということでございます。

それから、次の二十四条の第一項でございますが、個人市民税の非課税の範囲をここに規定いたしておるわけでございまして、従来障害者、未成年、老令者、寡婦等の非課税の範囲を五十万と所得額をしておったわけでございますが、それを十万円上げまして六十万円に改めるといふことでございます。これによりまして給与所得者の場合ですと年収百四万までは非課税になるというよるな税法の改正でございます。

第四十八条の改正でございますが、四十八条は法人等の市民税の申告納付について規定されておりまする条文でございますが、それにやはりこのたびの商法の改正というようなものに関連いたしまして法人税法の改正に基づきまして地方税法が改正されて新たに設けられた項目を第五項としてここに入れたわけでございます。法人税法の七十五条の一項におきまして、納期限を延長いたしております法人がその途中において災害等を蒙りました場合には、七十五条の一項の適用にかかわらず災害等に対する特例を適用してかまわないんだ、適用するんだという条例をここに加えてございまして、末尾のほうに第十八条の二の規定を適用するということとは、いわゆる災害等により、期限の延長をすることができると

いうための条例の制定でございます。

それから、その四項を入れた関係で条文の整備で五十一条、五十二条を削って、五十三条を五十一条にという規定でございます。それから、その次に五十二条といたしまして、先ほど申し上げましたが、法人の市民税にかかる納期限の延長による延滞金という問題が出てくるわけでございます。法人税法の第七十二条の二項によりまして納期限を延長していった場合には延滞金は七・三%の割合を乗じて計算した金額を延滞金として加算して徴収するんだという規定を受けまして、館山市市税条例に新たに五十二条を設けた次第でございます。

それから、第九十二条でございますが、これはたばこ消費税の関係の条文でございます。従来たばこ消費税の課税する基礎となっておりました計算の方法が、刻みたばこ一グラム、葉巻きたばこに対しては十分の一本が紙巻きたばこの一本に相当するんだ、それからパイプたばこの場合は一包みが五十本に相当するんだという規定を、今回全て刻みたばこも葉巻きたばこもパイプたばこもそれぞれ一グラムをもって紙巻きたばこの一本分に換算するということ改正でございますが、これによりましてたばこ消費税の税額の算定の基準といたすわけでございます。

それから、次の九十八条でございますが、これは電気税、ガス税のうちのガス税の税率を改定するための条例でございます。市民負担軽減をはかるといふ意味におきましてガス税を百分の四を百分の三に、百分の一減税をしたいというものでございます。

それから、次の百二十三条中の第四項を第五項としての改正でございますが、これは特別土地保有税の納税義務者等を規定して

あります。従来から土地区画整理事業を施行をいたしております土地におきましては、いわゆる土地区画整理事業を実施いたす上におきまして、仮に使用地が決定いたしましたもその間登記とか工事とかいろいろの手数がございまして、最終的な土地の登記が済まないという区画整理をしたのちの所有権が決定しないわけでございます。しかしながら、實質的に、もうすでにその間期間が長いわけでございますが、實質的には正式に登記決定するまでにすでにそれを使用しておりますわけでございまして、そういうようなことの見地から従来固定資産税等におきましてはこの趣旨を踏まえた法が適用されております。仮使用地、仮りに使っている土地もそれも一つの所有地とみなして課税が行なわれていたわけでございますが、行なわれていくということも土地保有税にも適用して土地保有税をかけていくんだという規定でございます。それに関連して何項を何項になおすという規定がこれに付け加えてございます。

それから、その次に附則第五条でございますが、附則第五条の次に次の一条を加えるということで第五条の二が加わっております。第五条の二ということは、徴収猶予にかかる延滞金の特例というところでございまして、これは次のページの五行目までがこれに関連いたしておるわけでございますが、これは現在、いわゆる延滞金の計算の場合に公定歩合が昭和四十八年から約九%、現在は八%に下がりましたが、大体九%から八%持続しているというところで、この左のほうにあります法人税が一号、二号、三号の該当でございますが、納期限の延長とか、徴収猶予を申請してもらおう見込み納付をしてやはり徴収猶予してもらおうという三つのあれ

があります。こういうように法人がそれぞれの理由によりまして納期限とか徴収猶予を申請した場合に七・三%の延滞金といえますという公定歩合が高うございますので、しいて言うならばおかしな、利息と延滞金がバランスがとれないということで、延滞金が安過ぎるということでございます。結論としては、国税においてここに書いてございますような計算方法によります結果一・七五%の延滞金を徴収してあるわけでございますが、それを地方税においても同じようにとらなくてはやっぱり税金のバランスがとれないんじゃないかということで、日銀の公定歩合が五・五%以下に下がるまでは第五条の二という特例を設けて延滞金と公定歩合、公定歩合即貸し出し金利ではございませんが、連動しているわけでございまして、連動制をもたしていくための第五条の二の条例が加えられたということでございます。

それから附則第八条と第九条でございますが、第八条は配当所得、第九条が配当控除でございます。これも国税との関係でございます。個人市民税関係の配当所得の特例がここにうたつてあるわけでございますが、それを昭和五十一年度までを五十六年度まで、それから配当控除につきましては五十年を五十六年度までに延長しようという改正でございます。

それから附則第二十三条でございますが、これは長期譲渡所得の特例でございます。これもいわゆる土地供給の促進を目的といいたしました特例によります土地を譲渡した場合の分離課税制度でございます。これもいろいろ検討した結果国税が分離課税の制度を五十六年度まで延長しよう、しかしながら土地の供給を目的とした長期譲渡所得の効果というものは、ある程度浸透してきたの

でこの際ある程度の税率、いわゆるここにございますが、一号、二号とございますが、二千万円以下の場合においては、少額の譲渡所得についてはいままでのような特例をもってこれを救済しよりけれども、二千万円をこえる場合においては多少いまままでよりも税率を高くしようというふうにかわつたために、同じくおなじ規定でございます。

それから、附則第二十三条の二、これも特定市街化区域の農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる個人市民税の特例でございますが、これは館山市は該当ございませんで、いわゆる首都圏近隣の市町村がこれに該当するわけでございますが、やはりこれもそういうような土地の譲渡に対する特例を設けてあるわけでございます。これの延長をはかつたということでございます。

それから最後に附則第二十四条でございますが、これは長期とは逆の短期譲渡所得でございますして、土地騰貴の抑制のために設けられました、分離重課税と申しまして、短期、いわゆる土地を売ったり、買ったりすることによって、いたずらに土地の騰貴を招いてはいけないということによりまして設けられた税制でございますが、この税制も五十六年度まで延期いたしてこれをやっていますたいということに関連しますとも、さらにこの中に租税特別措置法等によって認められておりますように地方公共団体、そういうような公の施設のものには特にこれは優遇措置を認められておるわけでございますが、それが個人の場合はそういうものとそうでないものが一緒に重なつた場合においては、それぞれ別計算をして特別に措置してやろうというのが第四項でございます。

それから附則でございますが、第一条におきましてこの条例は

四月一日から適用するが、ガス税については六月一日から適用するんだということ。

第二条におきましては、市民税に対してもそれぞれ適用は四月一日であるが、事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税については従前の例によるんだということ。

第三条においても、たばこ消費税も五十一年度分の市たばこ消費税から適用し、それまでのやつは従前の条例を適用するんだということ。

ガス税も同様の趣旨でございます。

それから、土地保有税も同様に、施行日以後においての関係についてこれを適用するといふ、それぞれのきめでございます。

以上、たいへん簡略に説明しました、おわかりにくかつたと思ひますが終ります。

議案第四十八号 館山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○防災課長（羽山房雄君） 議案第四十八号について御説明申し上げます。

本議案は非常勤消防団員の処遇改善の一環としまして、先に公布されました消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正する政令に基づいて本市の条例の一部改正をしようとするものでございます。

大体処遇改善という意味合いは、支給基礎となる勤務年数の基準のワタの拡大、あるいは支給基礎となる階級の期間、年限、期

間の短縮、あるいは計算の簡素化等折り込みましたものでございます。

逐条的に御説明申し上げます。

支給基礎となる勤続年数基準の関係では、第二条中に十五年を十年に改めるという条文でございますが、これは十五年以上勤務して退職した人たちを従来は対象に退職報償金というのを支給しておりましたのを、今回から「十年以上勤務して」と改められまして、ワクが拡大された、優遇措置でございます。

次には支給基礎となる階級の年限でございますが、第三条の「二年」を「一年」に改める。これは「階級に属していた期間が二年に満たないときは」というようなただし書きがありますが、これを「一年に満たないときは」に改められました。

次に第四条でございますが、これも条文を整備して簡素化したということでございます。

次は別表の退職報償金の支給額表、これは右にありますのが附則の第二項に該当します。「改正後の館山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）」という規定は「五十年三月三十一日以後に退職した非常勤消防団員」これは四月一日以後、いわゆる五十年年度以降に該当する表が右側の表で、第三項の表が左側、「新条例の規定にかかわらず昭和五十年三月三十一日に退職した非常勤消防団員については、新条例別表を次のように読み替えて適用する。」こうあります。したがって三月三十一日に当消防団で退職されました四十八名の方がこの左側の表の適用を受けて、今回補正予算で退職報償金の追加をお願いしてございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議案第四十九号 館山市民センター条例の一部を改正する条例

の制定について

○市民センター館長（角田 巖君） 議案第四十九号館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回は七条の使用料中経営施設等の使用料及び付帯設備の使用料の一部を改正するものでございます。第七条の二項を第三項とし、第二項とはセンター内で経営を許可されたものでございまして、それを三項としまして、第一項の次に、次の二項を加えるという条文でございます。

二項でございますが、センターの使用の許可を受けまして、使用目的によりまして規定料金以外に料金を加算するものでございます。

二項の一号でございますが、いままで入場税法に基づき入場税を賦課された場合においては規定料金以外に十二割相当額を徴収していたわけでございますが、今回入場税法の賦課基準が改正になりましたと興行の場合三千元以上、映画の場合は千五百円以上でなければ適用されなくなりましたので、これを入場税法の催物等と名前を変えまして、催物として残用した場合に十二割相当額を徴収するように改めたわけでございます。

次の二号でございますが、いままでございませんでしたもので今回新たに展示即売、商業宣伝、その他これに類する行為を目的としてホール等を使用した場合において規定料金以外に五割相当額を徴収するというものでございます。

三でございますが、いままで市民以外の者が、市外の者が使用

した場合に二割相当額を加算して徴収しておったわけでございますが、今回本市の住民以外の者がホール等を使用した場合には五割相当額を徴収するように改正をするものでございます。

四号でございますが、これは単位使用時間をこえて使用した場合において超過料金を加算するという規定でございますが、いままでと変わりはありません。

第五条でございますが、これは新たに設けたものでございます。センターの電源を使用する機械、器具等を持ち込んで使用した場合においては、電気料の実費として市長が定める額を徴収するという一項を加えたものでございます。

第八条でございますが、使用料の減免規定に前条の二項を加えた条文でございます。

別表中三でございますが、経営施設等の使用料、センターの食堂または売店の使用料を改正する規定でございます。いままで一万円以内だったものを二万円以内に改めるものでございます。

次の別表四の付帯設備使用料でございますが、これは照明、舞台、楽器、その他の設備の使用料の改正でございますが、先般市長から申し上げましたとおり電気料の値上がり等を勘案いたしまして次のとおり改正いたしました。別表四でございますので、これによって御了承を賜りたいと存じます。

別表四の備考の一でございますが、付帯設備使用料は単位使用時間をもって一回とする。計算する規定でございます。

備考の二でございますが、使用料金の合計額に端数を生じたときの計算方法の規定でございます。

別表中の四でございますが、付帯設備使用料の表の次の一から

五までを削るということでございますが、これは今回七条の二項として明文化いたしましたので削るものでございます。

別表中六の体育施設使用料でございますが、これは弓道場使用料でございます。表以外に「一 個人使用で」とありましたものを、今回「備考」を加えるものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第五十号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定について

保健課長(越路良夫君)

議案第五十号の国保税条例の一部改正、

この条例の改正説明に入る前に、五十年度の国保税の本算定の基礎となりました調定見込み額につきまして内容を申し上げます。

去る三月の議会におきまして課税見込み、その他について御説明申し上げたわけでございますが、その時点では国庫支出金、県支出金等未確定の部分が相当あったわけでございます。その後五月末になりましたので全ての数字が締め切られまして、昭和四十九年度の決算におきまして四千三百二十万二千円の黒字決算を遂げ、これを五十年度へと繰り越したわけでございます。

そこで、本年度国保税の調定見込額は、前年度からの繰越金のうち三千万円を減税の財源に充当するものとしたしまして、その相当額を差し引きまして調定額を三億九千四百七十三万五千円と見込んだわけでございます。

その結果、一世帯平均の課税額は四万五千四百七十六円となり、当初予算積算時点におきまして四万九千三百円のこの額に対しまして三千五百二十七円の減、これは前年度との比較におきまして当

初三三・一%の引き上げを見込んだわけでございますが、今回本算定にあたりましてはこれを九・六%の減額にいたしまして、前年度との対比では二三・五%の上昇ということでおさえるわけでございます。

以上が本年度の国保税の調定見込み額の説明でございますが、この改正条例につきましては税務課長のほうから御説明申し上げます。

○税務課長（小倉澄男君） 議案第五十号の館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げたいと思っております。

一応、ただいまの保健課長からのお話がありました調定額三億九千四百七十三万五千円を調定するための改正を条例の中に取りうわけでございます。

第三条から第五条の二までが案分率の改正でございますが、それぞれこういう数字になるということでございます。

第八条が国民健康保険税の徴収関係のための条例準則が流れまして、国民健康保険では月割り課税を行っておりますので、月割り課税の徴収方法につきまして条例準則が流れてまいりましたので、この方法につきまして準則に準拠いたしましたして、第八条は改正いたしましたという事務上の操作でございます。

それから第十二条第一号でございますが、十二条、これがいわゆる低所得者のための減額をこのようにするんだということでございます。

それから附則第三項中といえますのは、地方税法の改正を受けました長期譲渡所得の関係のための改正をここに盛り込んだとい

うことでございます。

それではお手もとに昭和五十年国民健康保険税率算出資料というのが一枚ございますがお配りしてございますので、御覧になっていただきたいと思っております。

それでは御説明申し上げますが、案分率と低所得者の減額分の関係をこれによりまして申し上げたいと思っております。

保健課長から説明がありましたように三億九千四百七十三万五千円を調定いたすために案分の基準となります市民税の所得割りの総額、言いかえますと国民健康保険の世帯の市民税の所得割りの総額、並びに固定資産税の総額、これは土地、家屋、それから被保険者数、それから被保険者世帯数が、この案分基準Bという欄に書いてございます額になるわけでございますが、昭和五十年、そしてそれを基準にいたしまして三億九千四百七十三万五千円調定するわけでございますが、限度額所帯と申しまして、いわゆる課税された結果総合的に十二万円をオーバーする額は切っってしまうんだというようなことがございますので、勢い課税の配分の客体となるものは三億九千四百七十三万五千円即、ではいけませんで、課税の配分の欄にございますように五億四千六百五十八万円に對しまして一番右にあります案分率をかければ三億九千四百七十三万五千円が調定できるということでございます。

本年度におきましては、従来課税の配分の率を応能割り六〇%応益割り四〇%、六一四の割合で昨年は課税しておったわけでございますが、本年の案分の基準となりますそれぞれのB欄の額によりましてこれを計算いたしてまいりますというのと、所定の額がどうしても調定できないということで、試算をいたしました結果所

得割りから資産割りに二%の移行をいたしまして、そして結論といたしまして一番右のB分のA欄というところの所得割りが百分の二百二十、資産割りが百分の六十七、被保険者の均等割りが五千五百二十円、世帯別平等割りが八千九百四十円という額に相なったわけでございます。

これを、ちなみに昨年の案分率と比較してみますと、所得割りにおいて三四・一%の増、資産割りにおきまして一五・五%の増均等割りにおきまして二九・六%の増、平等割りにおきまして三〇・七%の増と相なります。

それから条例の十二条におきまして改正をいたしております二千五百六十円というのが、十二条の一号該当でございますが、一人につき二千五百六十円を控除する、それから世帯別平等割りが四千百十円、これは所定の計算で前年度の四千二百六十円の十分の六をかけた額でございます。これが十二条の一号該当の額の改正でございます。なお、二号は千七百十円と二千七百四十円であるという改正でございます。

御参考までというのと、あくまでも限度額以上の世帯による十二万以上の世帯がカットされます超過税額、これが一億二千三百九十一万六千円、それから十二条減額、ただいま御説明申し上げました額が千二百五十八万二千円、そのほかに擬制世帯減額というのがございますが千五百三十四万七千円、計一億五千八百八十四万五千円の額が減額されるわけでございます。

でありますので、三億九千四百余万円を調定するに對しては、A欄の五億四千六百五十八万円に對して案分率をかけていかないというところの所要の調定額が獲得できないということになりました。

その結果B分のA欄にあらわれております案分率に改正をいたしていきたいという条例でございます。

〇議長(吉田勇治郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時四十七分 休憩

午後二時 三分 再開

〇議長(吉田勇治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第五十一号 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

〇衛生課長(石井 謙君) 議案第五十一号につきまして御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、廃棄物の手数料関係が同条例別表第一でございますが、し尿収集手数料について改正をお願いする次第でございます。

改正をお願いしようとする内容につきまして、現行で一般家庭一人につき一カ月百円を百六十五円に、一般家庭以外で旅館、映画館、病院、工場、事業所等不特定多数の人が出入りするもの、いわゆる従量制でございますが、十八リットルにつき五十円を一リットル四円六十銭に改定をお願いしたい次第でございます。

また、同表備考の二に「一般家庭の収集回数には月一回を標準とし、一回を越える分一回につき七十円を加算する。」を、「一月当たりの規定料金の二分の一」に改めたいということでございます。一般家庭一人百六十五円の二分の一でございます。

それから、同表の備考三について、「し尿収集用ホースの延長が三十五メートルを越えるときは、七十円を加算する。」ということ、これはくみ取り作業が非常にまぎらわしい関係もございま

すので、削除をいたしたいということでございます。

この条例は八月一日から施行をいたしたい、以上でございます。

議案第五十二号 昭和五十年年度館山市一般会計補正予算（第二号）

○財政課長（長谷川広治君） 議案第五十二号について御説明申し上げます。

昭和五十年年度館山市一般会計補正予算の第二号でございます。

今回の補正予算におきましては、第一条に記載をいたしましたとおり歳入歳出予算のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出ともに二百四十八万一千円を減額いたしました、歳入歳出それぞれの総額を四十七億六千九百九十四万三千円といたす予定のものでございます。

なお、額の各款項に対する補正、あるいは追加は第一表でございしますが、説明は前例により事項別明細書により御説明申し上げます。

今回の減額補正をいたしましたために、当初予算から考えますとこの予算議決後の伸長率は一〇三%八七というような率に相なります。

七ページの事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

総務管理費におきまして今回三十九万の追加をいたしました。

その内容といたしまして、二目の文書広報費におきまして備品購入費として七十五万を計上いたしております。役所の複写機の関係でございます。いままでは契約に基づきまして賃借というようなことで実施をいたしましたわけでございますが、たまたま期間満了ということに相なりましたのと、機械の値上げ等を聞き

ましたので、いろいろ交渉をいたしました結果、今回購入をいたそうということに相なりましたので、七十五万の備品購入費として計上いたしましたわけでございます。

次が六目の企画費でございますが、需用費八万を印刷製本費で更正をいたしました。これは「基本構想」等の印刷費として外部に印刷をする予定で予算を計上しておたわけでございますが、いま申しました複写機等の購入と、それから印刷機等の購入等によりまして庁内での印刷が可能ということに相なりましたので、この節約額八万円を減額をいたしたいというものでございます。

七目の公平委員会費におきまして総額十九万の減額でございますが、これは御案内のとおり公平委員会が一部事務組合に加入いたしましたためにこのような経費が減額をされるということで、報酬におきまして十二万、旅費におきまして七万円、それぞれ減額をいたしました。

次が九目の防災対策関係の需用費で印刷製本費として九万円、これも減額をいたしました。これもパンフレットの印刷費を計上いたしてあったわけでございますが、先ほどの印刷機、あるいは電子複写機等の購入によりまして庁内印刷が可能になりましたので、これによる減額でございます。

次が二項の徴税費におきまして六十五万円を追加をいたしてございます。これは二三節の償還金利及び割引料でございますが、法人の確定申告による減額ということで市税の還付等もあります。そのほか若干の税の還付もございまして、現在の見通して約六十五万程度不足する予定でございますので、今回これの追加をお願いした次第でございます。

次が選挙費でございます。これは補助金関係が十四万円まいりましたので、それに伴いました財源の補正関係でございます。

次が八ページの三款の民生費のうち、一項の社会福祉費におきまして報酬を九万七千円減額をいたしてございます。これは次の三項の児童福祉費にもございますが、両者とも定数、あるいは委員会条例等の改正に基づきまして、それぞれ現在の額から考えまして減額をいたす予定のものとございます。奨学資金貸付選考委員会の委員の報酬として九万七千円、青少年問題協議会委員の報酬として一万一千円を減額いたしました。

次が三項の児童福祉費におきまして、児童措置費として五百万円を減額いたしてございます。これは扶助費でございますが、児童手当分、これは国が十月から六千円に改定をされるということとそれぞれ予算を積算し計上をいたしましたわけでございますが、実施いたす段階に五千円ということになりましたので、この四カ月分、それと人員が千二百五十人分ということに相なります。総額におきまして五百万の不用額が生じたので、今回減額をいたしたものでございます。これはそれぞれ歳入で国の補助金、県の補助金等を減額いたしてございます。

次が六款の農林水産業費におきまして十七万八千円を減額をいたしてございます。説明にございます豊房育成牧場運営委員会の委員の報酬の減額九万九千円、それと酪農振興事業資金利子補給審査会委員報酬七万九千二百円でございます。

次が九款の消防費におきまして百七十六万五千円を計上いたしました。消防団員の退職報償金として、四十九年度分が四十八人、五十年分が一名の退職がございましたので、これに対

する退職報償金でございます。これは全額基金からの収入として歳入に受け入れてございます。

以上が歳出の簡単な説明でございますが、委員の報酬等の改定に伴いまして九ページに給与関係の補正の明細書を記載をいたしてございますので御参考にしていただきたいと思います。

五ページの歳入の説明に入ります。

歳入におきまして、国庫支出金のうち国庫負担金におきまして三百七十七万二千円減額をいたしてございます。これは先ほど御説明を申し上げました児童手当の歳出五百万の減額に伴います国の相当額でございます。

次が一款の県支出金のうち、県負担金につきまして六十一万四千円減額補正をいたしました。これもいま申し上げました児童手当に対します県の負担分の対応額でございます。

次が県補助金におきまして十四万追加計上をいたしました。これは一節の選挙啓発費の補助金として増額が二万八千円、次の六ページにございます二節の選挙をきれいにする国民運動補助金として今回新たに十一万二千円の補助内示がございましたので、同額を計上いたしましたわけでございます。

次が六款の諸収入雑入といたしまして百七十六万五千円、消防共済基金からの退職報償金に伴う対応数字を歳入にそれぞれ計上をいたしてございます。

以上で歳入歳出とも簡単でございますが説明を終らせていただきます。歳入歳出とも二百四十八万一千円の減額でございます。

歳入歳出とも総額が四十七億六百九十四万三千円に相なります。

議案第五十三号 昭和五十年年度館山市国民宿舎特別会計補正予

算(第一号)

○鳩山荘支配人(野中圭太郎君) 議案第五十三号について御説明  
申し上げます。

今回補正をいたします主な内容は、先ほど市長より提案説明が  
ありましたように人件費の減によりまして新たに雇い入れました  
応接員、その他の経費でございます。

まず第一款第一目の一般管理費四百八十四万一千円ございま  
すが、これにつきましては去る三月一ばいで永年勤続者一名を含  
めまして三名の職員が退職いたしました。その関係の減額でござ  
います。内容につきましては各節に示してあるとおりでございま  
すので、説明欄により御了承いただきたいと思ひます。

続きまして二目の経営費でございますが、四百六十七万一千円  
の増額でございます。これにつきましては、まず賃金二百五十三  
万六千円、報償費の七万八千円でございます。これは新たに雇い  
入れました臨時職員の賃金及び報償費でございます。

次の一節需用費百五十二万七千円、その他うち燃料費三十七万  
七千円及び水道料十五万円でございしますが、その程度の不足が見  
込まれますので、一応計上させていただきます。

修繕料の百万円につきましては、疊の表がえ、ふすまの張りか  
え及び修繕、ドア等の付けかえ、こういうものでございます。

次の一八節備品購入費でございますが、五十万円冬に備えまし  
て暖房用の機具を購入する予定でございます。

予備費の二十万円でございますが、これは二十万計上させてい  
ただきまして、合わせて四百八十四万一千円となるわけでござい  
ますが、この財源につきましては一般管理費で減額いたしました。

四百八十四万一千円を充当するものでございます。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で各案件の説明は終了しました。

休 会

○議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。

議案調査のため翌七月一日及び七月二日の二日間休会いたした  
と思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって明七月一  
日、二日は休会することに決しました。

延 会 午後二時二十分延会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の会議はこれにて延会いたしたいと  
思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本日はこ  
れにて延会することに決しました。

次会は七月三日午前十時開会いたします。その議事は通告に  
よる行政一般質問といたしたいと思ひます。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第四十六号

一、報告第一号乃至報告第三号、議案第四十七号乃至議案第五十三号  
一、休会

